

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱（平成17年伊勢原市告示第84号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人（設立見込みのものを含む。以下同じ。）が市内において行う老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの施設整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、社会福祉法人が事業主体となる市内における施設整備事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により本市が策定した介護保険事業計画に適合するものであること。
- (2) 新たに施設を整備するものであること。
- (3) 神奈川県老人福祉施設整備費補助金交付要綱（昭和62年4月1日施行。以下「県要綱」という。）に基づく補助の対象となるものであること。

（補助金の額等）

第3条 補助金の額は、別表の補助基準額に新たに整備する床数を乗じて得た額と別表の補助対象経費の支出額から当該補助対象事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較し、少ない方の額とする。ただし、次に掲げる費用は、補助対象経費から除くものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用
- (3) 造成工事、門、柵、塀に要する費用
- (4) 職員宿舎、車庫及び倉庫の建設に要する費用
- (5) その他施設整備として適当と認められない費用

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てるものとする。

3 複数年にわたっての整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき決定するものとする。この場合、当該年度の交付額は、3月末日における進捗率に基づいて決定することとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付申請書（第1号様式）に規則第5条第2項に規定する書類のほか、県要綱に基づく交付決定通知書及び工事請負契約書等の写しを添付し、市長に申請するものとする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第6条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金事業計画中止・廃止承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業の内容変更）

第7条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき若しくは完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金事業内容変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、補助事業が完了した後において交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（報告の聴取等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の進捗状況等について調査し、又は申請者に対し報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了した日から30日以内又は補助事業が完了した日の属する年度の末日から5日を経過した日のいずれか早い日までに、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金実績報告書（第5号様式）に事務事業成果報告書及び収支決算書を添付し、市長に提出しなければならない。

（交付の請求）

第11条 第8条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

（財産処分の制限）

第12条 規則第20条ただし書の規定により市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が定めるところによる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年8月15日告示第117号）

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

施設の種類	補助基準額	補助対象経費
特別養護老人ホーム（老人短期入所施設を含む。）	1床当たり 255,000円	施設整備に必要な工事費、工事請負費又は工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に関する費用であつて旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の2.6パーセントを限度とする。）

第1号様式（第4条関係）

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者 住 所

名 称

代表者名

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地

（注）事業計画書、補助事業等の係る収支予算書又はこれに代わる書類、工事の実
施設計画書、神奈川県介護老人福祉施設施設整備費補助金の交付決定通知書、
工事請負契約書の写しを添付してください。

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付決定通知書

住 所

名 称

代表者名

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長



1 補助金交付決定額 千円

2 交付条件

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金事業計画中止・廃止承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請書 住 所

名 称

代表者名

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 施設名称

2 事業計画の中止・廃止の理由

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請書 住 所

名 称

代表者名

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 施設名称

2 変更の内容

3 変更の理由

第5号様式（第10条関係）

伊勢原市老人福祉施設施設整備費補助金実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住 所

名 称
代表者名

年 月 日付け 号により交付決定を受けた伊勢原市介護老人福祉施設施設整備費補助金に係る実績を下記のとおり報告します。

1	交付決定額	円
2	実 績 額	円
3	不 用 額	円

（注） 事務事業成果報告及び収支決算書を添付してください。

